

5 障害のある子どもへの支援

1 障害者手帳

障害のある方々のために様々な援助制度がありますが、それらを受けるためには原則として次のような手帳が必要です。(手帳が不要な場合もあります。詳しくは直接お問い合わせください。)

(1) 身体障害者手帳

埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて身体障害と判定された方に交付されます。

この手帳の交付を受けると、その認定された障害等級等により、補装具費の支給、日常生活用具給付費の支給、旅客運賃や市ゆうゆうバス、県内バス料金の割引、税の控除・減免、重度心身障害者医療費助成(次のページの7をご覧ください。)等を受けることができます。

(2) 療育手帳

児童相談所において知的障害と判定された方に交付されます。

この手帳の交付を受けると、その認定された障害等級等により、旅客運賃や市ゆうゆうバス、県内バス料金の割引、税の控除・減免、重度心身障害者医療費助成(次のページの7をご覧ください。)等を受けることができます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

埼玉県立精神保健福祉センターにおいて精神障害と判定された方に交付されます。

この手帳の交付を受けると、その認定された障害等級等により、市ゆうゆうバス、県内バス料金の割引、税の控除・減免、重度心身障害者医療費助成(次のページの7をご覧ください。)等を受けることができます。

2 障害児通所支援(児童福祉法によるサービス)

障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に次のようなサービスがあります。

(1) 放課後等デイサービス

就学している障害児(小学生～高校生)に、授業の終了後又は夏休み等学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

(2) 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

3 介護給付(障害者総合支援法によるサービス)

在宅での障害児の生活を支援するため、指定事業者等が行う居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所等のサービスを利用できます。

4 障害児(者)生活サポート事業

障害児の家族等の介護負担の軽減と障害児の生活を支援するため、登録民間事業者が行う一時預かり・外出援助・送迎などの各種サービスを利用した場合に利用料金の一部を助成します。

5 障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。対象児童 1 人につき月額 14,880 円が支給されます。ただし、所得により、支給が停止される場合があります。

支給を受けるには、次の(1)～(3)のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 20 歳未満であって、おおむね次の①から③に該当する方（① 身体障害者手帳 1 級・2 級の一部、② 知的障害であって療育手帳㊸相当、③ 精神障害、血液疾患等で①、②と同程度の障害を有する）
- (2) 施設に入所していないこと。
- (3) 障害を支給事由とする年金を受給していないこと。

6 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の子どもを、家庭で育てている父母等に支給される手当です。障害のある子どもには、おおむね、療育手帳の㊸、A 及び B、身体障害者手帳の 1 級、2 級及び 3 級の一部、精神障害者保健福祉手帳の 1 級・2 級の一部の方が該当します。

障害の状況に応じて、対象児童 1 人につき月額 52,500 円又は 34,970 円が支給されます。

ただし、施設への入所や障害を支給事由とする年金の受給等により資格喪失となるほか、所得により支給が停止される場合があります。

7 重度心身障害者医療費助成（子どもの場合）

重度の障害児が、医療機関を受診したときに、保険診療医療費の自己負担分を支給するものです。受給できるのは、熊谷市に住所があり、医療保険に加入し、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 身体障害者手帳（1 級から 3 級まで）をお持ちの方
- (2) 療育手帳（㊸、A 又は B）をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（1 級）をお持ちの方

1～7 のお問い合わせ先

障害福祉課（☎048-524-1111 内線 287、291、489、530、531）

大里行政センター市民福祉係【☎0493-39-0311（代表）】

妻沼行政センター福祉係【☎048-588-1321（代表）】

江南行政センター市民福祉係【☎048-536-1521（代表）】

